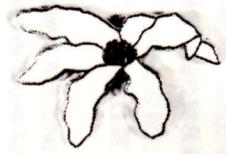
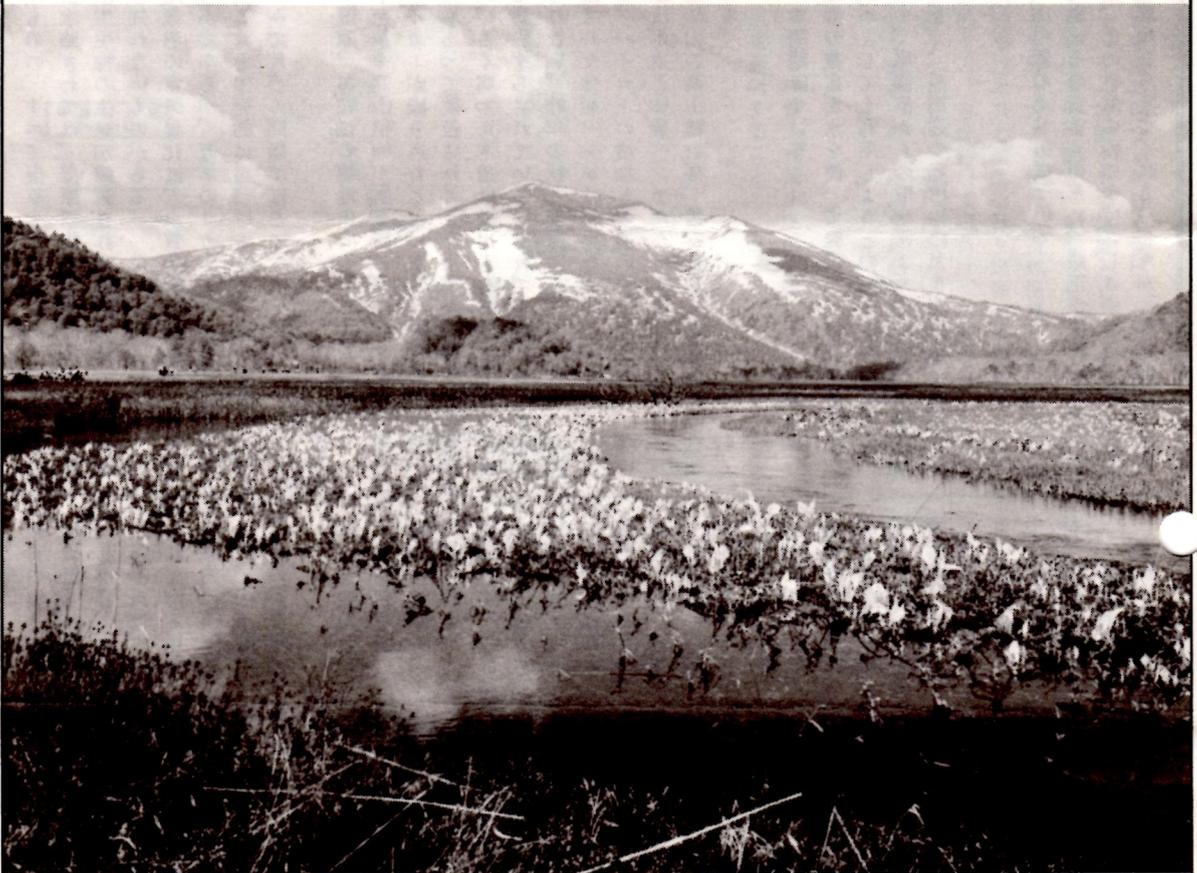
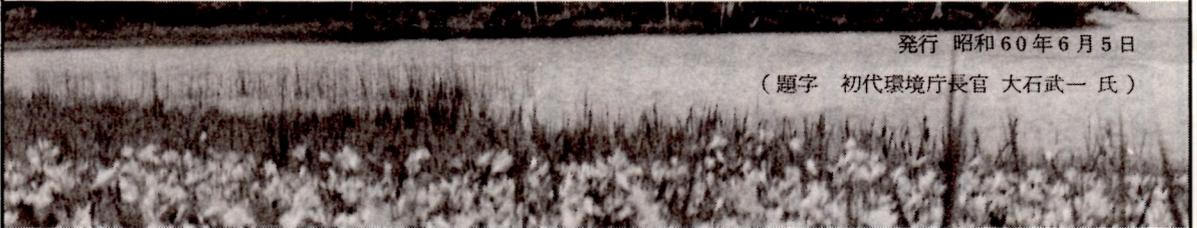


尾瀬の自然



発行 昭和60年6月5日

(題字 初代環境庁長官 大石武一氏)



尾瀬ヶ原・大堀川のミズバショウの群落と、残雪の至佛山

尾瀬の自然を守る会

二十一世紀に引継ぐために

尾瀬の保護についての提言

尾瀬の自然を守る会

一、はじめに

六月に水芭蕉、七月にニッコウキスゲと、かれんな花の咲き誇る尾瀬ヶ原湿原は、その昔、燧ヶ岳火山の噴火によるせき止湖が、長年月の間にミズゴケの堆積が進んでできた高層湿原である。冷涼多雨の気候と関連する高層湿原は、本州では尾瀬が最大のものであり、燧ヶ岳、至仏山などの周辺山々とともに、日本のみならず、世界に誇る自然の宝庫である。

しかし、湿原を始めとするその自然は、微妙な生態系のバランスのうえで成り立っていて、年間八十万人を超すとされるハイカーの入山は、尾瀬の自然に対して取り返しつかない影響を与えている。

また、かつてとりざたされたダム計画や道路計画の再燃も予想されるところであり、多くの先覚者たちの努力で、かろうじて護られてきた尾瀬を、このまま手をこまねいて放置することは許されない。尾瀬を我々の世代で終えんさせることなく、その自然の本来の姿のままに将来に伝えるために、尾瀬の保護のあり方について、大きな決断が、今必要である。

二、現状の問題点

(1) 湿原、沼の富栄養化（汚濁化）について

山小屋などからの排水は、一部は浄化槽を通すと

いうものの、すべて湿原や沼に流れ込んでいく。その排水路ぎわでは、湿原植物の異常繁茂や汚濁に強い水生生物の生息が確認され、湿原、沼への影響は計り知れないものがある。

尾瀬沼の富栄養化は、水質分析の結果によっても明らかであるが、近年のコカナダモの爆発的な繁殖は、これを生態的に裏づけている。山小屋排水の規制のみで片づく問題ではない。

(2) 湿原、お花畑の裸地化について

水芭蕉や高山植物が咲き誇るシーズンには、多くのハイカーが繰り込むことになる。湿原の踏み荒し対策もあって敷設されてきた木道も、近年は複線化され、古く腐った木道は搬出もされず、その上に重ねて敷設すらされている。それでもハイカーをさばききれない。昨年の秋、湿原にふたをかけるように設置された休憩ベンチは将来を暗示するかのようである。ハイカーの増加との追い掛けつ追はれつでは、今に湿原は木道と休憩ベンチだらけになってしまう。至仏山の高山植物も、踏み荒して青息吐息の状態である。

(3) 水問題について

尾瀬の豊富な水を使って発電し、さらに首都圏の水がめとしても利用しようとの動きが今だにある。今でも、尾瀬沼からの取水によって、沼の水位変動が大きく、沼周辺の動植物に大きな影響を与えている。

(4) 山小屋のあり方について

尾瀬はその貴重さのため、厳正な保護が必要であるが、その自然の妙のすばらしさゆえに、我々に多くの感動を与えてくれる。したがって、貴重な環境

教育の場として、その自然の許容する範囲内での利用は計られるべきである。

しかし、水洗トイレ、ふる場にコーヒー喫茶までそろった近代的な山小屋は、特に厳正な保護が求められる尾瀬の稜線内（尾瀬ヶ原、尾瀬沼の集水区域内に当たる。）では、もはや容認されるものではない。山小屋のあり方が、尾瀬の保護、利用に当たつてのかなめと考えられる。

(5) 尾瀬を取り巻く交通網の変化について

上越新幹線の開通（昭和五十八年三月）や関越自動車道の延伸（本年秋季開通予定）は、尾瀬を一層首都圏に近いものとしよう。また関越自動車道と結ぶ県道水上・片品線の全線舗装化（現在進捗中）は、マイカー、観光バスによる入山者数の伸びが目覚ましい鳩待峠コースをより便利なものとするだろう。一方では、尾瀬と日光を結ぶ奥鬼怒スパー林道の工事も着々と進んでおり、近い将来この地域の観光地図が大きく塗り変えられるのは目に見えている。

昭和四十六年、全国的な注目を集めた三平峠道路は凍結されたとはいえ、その後国道四〇一号线として昇格されており、いつの日か再び建設計画が持ち上がるであろう。

もはや尾瀬は、「はるかな尾瀬」ではない。自然の聖域だから汗水流して入山する者だけを受け入れるとする、今までの保護理念、施策は不可能となってきた。

三、提言

(1) 尾瀬の稜線内にある山小屋などは稜線外に移転すること

湿原、沼の富栄養化の原因となっている山小屋、

キャンプ場などは、尾瀬の稜線外へ移転させ、稜線内には最低限必要な避難・休憩施設だけとする。そして、稜線内の施設からの排水はすべて貯留式として、ごみと一緒にヘリコプターで搬出すること。

(2) 湿原、お花畑を傷める木道、登山路は早急にルートを変更すること

高層湿原上の木道ルートは廃止し、新たに湿原への影響の少ない山ぎわや挾水林沿いにルートを設けることとし、踏圧に極めて弱く、貴重な高層湿原を保護する。

至仏山尾根筋のお花畑を保護するため、登山ルートを一部変更するとともに、頂上から尾瀬ヶ原(山の鼻)への下山ルートを早急に廃止する。

(3) 尾瀬沼からの取水を廃止すること

尾瀬ヶ原のダム建設計画などは論外であるが、尾瀬沼からの取水についても廃止し、沼周辺の生態系を保全すること。

(4) 特別保護地区を拡大すること

尾瀬ヶ原、尾瀬沼の自然生態系を護り、あわせて裏燧の湿原やブナ林を保護するために、現在稜線が境となっている特別保護地区を、北は渋沢温泉、ブナ平、南は津奈木、一の瀬までをも含む区域に拡大すること。

(5) 厳正な保護と施策の一元化のために尾瀬総合保護センターを設立すること

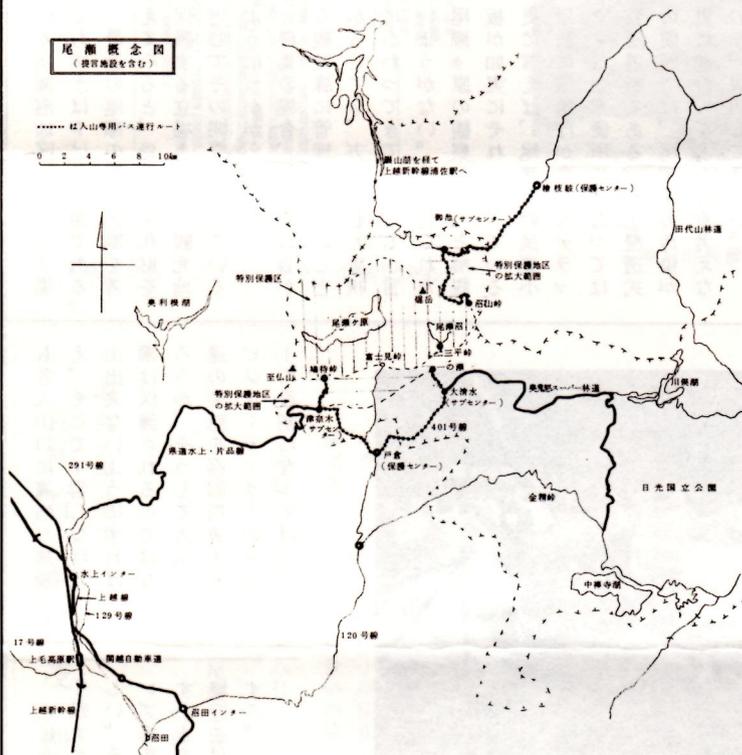
入山者規制(入山料の徴収も含む)を始めとする尾瀬の厳正保護と施策の一元化を目的として、戸倉と檜枝岐に保護センターを設置する。このセンターは、尾瀬の二大地主である林野庁と東京電力(株)から

土地の管理に関する信託を受け、その保護、利用に係るすべての権限をもつ組織として、法律的な裏づけ(尾瀬保護法の制定)をもつものとする。

この保護センターには、自然保護に関する研究と自然観察指導員の養成を行う尾瀬環境教育センターを併設する。自然観察指導員は、一般の入山者の指導を行うとともに、特に団体入山者に対しては、その同行を義務づけ、尾瀬を自然教育の場として活用する。

(6) 一般車の乗入れ禁止区域を設け、入山専用バスを運行すること

周辺交通網の整備により急増が予想されるマイカー、観光バス対策として、保護センターを置く戸倉、檜枝岐に大駐車場を設置し(津奈木、大清水、御池にサブセンターが必要)、ここから各登山口へ、地元の方が加わった第三セクターで運営する入山専用の電気バスで乗り継ぐものとする。稜線内に宿泊施設を設けないため、宿泊施設からの日帰りでの自然観察が行えるように、入山専用バスは鳩待峠、沼山峠、さらに三平峠は、現行では車の乗り入れが禁止されている一の瀬まで運行するものとする。



(論壇)

尾瀬のキャンプ場の閉鎖を切望する

群馬県キャンプ協会顧問

小井戸 哲 夫



特別保護地区の尾瀬にキャンプ場として認められている箇処は、山の鼻地区・見晴地区・尾瀬沼地区の三ヶ所である。

キャンプを大別すると、登山のためのキャンプと、レクリエーションとしてのキャンプの二つになる。登山のためのキャンプは当然のこととして、テントによるものであり、レクリエーションのキャンプは、必ずしもテントでなくてもよい。

テントによるキャンプは、最近のキャンプ用品の開発によって、従来のものとは比較にならない簡便なものになっている。そのためか、キャンプを安易に考えるようになり、キャンパーのマナーの低下を

きたし、自然破壊につながる行動が多く見られる。

なお、至仏山、燧岳の登山にしても、テントを使わなくても、宿泊のための山小屋に

はこと欠かない。レクリエーションとしてのキャンプを考えると、山の鼻地区のキャンプ場は、環境としては最下位のものである。

その理由は、一般登山者が往来し、休憩する場所がテントエリアであるから、キャンプを楽しむ雰囲気は全然ないためである。見晴地区では

倒木によるキャンパーの圧死事故が一昨年起きていて、安全性の上から問題がある。

尾瀬のキャンプ場としては何よりも炊事のための排水の処理施設がなく、尾瀬の自然環境を富栄養化していることは、植物生態系に変化を与えているので、大きな問題である。

一番管理がよく行なわれて

いる尾瀬沼地区のキャンプ場でも排水はやはり問題である。最近の尾瀬の管理体制を考えてみると、貴重な文化財を保護する立場よりも、観光地としてその開発を考えているようにうかがえる。

群馬の場合、教育委員会から観光課に管理が移ったことからしても、方針が観光重視にかわってきているとしか言いようがない。昨年造られた

尾瀬ヶ原の観察テラスと解説板が如実にそれを語っている。更に言えば、尾瀬沼畔長蔵小屋前に環境庁が造ったデラックスな公衆便所にいたっては

言語道断である。地下浸透式の便所では、尾瀬沼の汚染が更に進むのをどう防ぐ考えなのか、説明してほしい。

ビジターセンターの増改築もわかり。その金があれば、キャンプ場を閉鎖して、そのかわり、キャンプを志す青少年のために、寝袋一つで宿泊できるバンガロー的な板敷の

山小屋を造り、安い料金で利用させる方が、どれくらいよいかわからない。

ビジターセンターは、保護地区内のもはそれ程大きい必要はないと思う。それより

も各人山口に適当な施設を整え、そこで学習しなければ入山出来ないようにすれば、尾瀬は保護されるのではないだろうか。そうして入山した人達の実態を巡回指導するのがビジターセンターのレンジャーの役割になってほしい。

とにかく貴重な尾瀬を末永く残すことを真剣に考えてほしい。そのために、先ずキャンプ場を特別保護地区外に移すことを実行してほしい。環境庁をはじめ世の識者に切望する。



尾瀬ヶ原十字路キャンプ場

60.5.16 朝日新聞(群馬版)

尾瀬で今何がおこっているか

尾瀬道整備は疑問

管理事務所側

尾瀬一帯を横切っている尾瀬道(管理事務所側)は昨十月、環境省と群馬県が共同で調査した結果、尾瀬山麓集落(管理事務所側)に尾瀬道(管理事務所側)を建設する計画が、尾瀬山麓集落(管理事務所側)の住民から反対されている。尾瀬道(管理事務所側)の建設は、尾瀬山麓集落(管理事務所側)の住民から反対されている。尾瀬道(管理事務所側)の建設は、尾瀬山麓集落(管理事務所側)の住民から反対されている。



尾瀬沼畔長蔵小屋前に作られた便所
59年秋完成

改築を正式に決める

環境庁 自然保護団体は反発

尾瀬沼畔のビジターセンター改築をめぐって、環境庁は正式に改築を決定した。尾瀬沼畔のビジターセンター改築をめぐって、環境庁は正式に改築を決定した。尾瀬沼畔のビジターセンター改築をめぐって、環境庁は正式に改築を決定した。

60.5.29 朝日新聞(群馬版)

六日、尾瀬沼畔のビジターセンター改築をめぐって、環境庁は正式に改築を決定した。尾瀬沼畔のビジターセンター改築をめぐって、環境庁は正式に改築を決定した。

環境庁次官が尾瀬を視察へ
尾瀬沼畔のビジターセンター改築をめぐって、環境庁次官が尾瀬を視察した。尾瀬沼畔のビジターセンター改築をめぐって、環境庁次官が尾瀬を視察した。

60.5.31 朝日新聞(群馬版)

下の要望書を提出した2日後に環境庁は、尾瀬沼畔のビジターセンター改築を決めた。

60.5.28日 環境庁へ提出

要望書

尾瀬ヶ原湿原観察テラス(休憩所)と解説標柱及びビジターセンター建設についての要望書

一、昨秋尾瀬ヶ原湿原に作った観察テラスと解説標柱は湿原保護及景観を損うものであり、尾瀬ヶ原には相応しくありません。直ちに撤去して下さい。又今年度も引きつづき福島県側を同様のものを作る予定のようですが、工事をさし止めて下さい。

二、尾瀬沼畔に今春から改築予定のビジターセンターについては今後の尾瀬の利用を考えると、同センターはむしろ尾瀬の入口(群馬県側は戸倉・大清水、福島県側は檜枝岐)等に建設し、入山者のオリエンテーション等をおこなった施設とすべきであります。限られた予算を有効に使用していただくため、建設着手を待たして下さい。

三、尾瀬の自然をこれ以上損うことなく次代に引きつぐためには、今後どのように利用すべきか「尾瀬の将来のあり方」等について根本的に立てなおす時と想います。早急に関係者(環境庁、文化庁、群馬県、福島県、新潟県、土地所有者、山小屋関係者、保護団体、学識経験者等)を集めて、話し合いの場を作ってください。

昭和六十年五月二十八日

尾瀬の自然を守る会

代表 岸 好 人

国務大臣 環境庁

長官 石 本 茂 殿

行事報告

初めての雪土自然観察会

3/16 / 3/17 片品村戸倉にて

雪山を自由に歩けたら、新たな世界が広がるそう。夏のデコボコ道も、うっとうしいササもみんな雪の下。秋に豊富な赤い実をつけていた樹の下に行ってみよう。ササの奥に感じた動物を追いかけてみたい。そんな思いを満たしてくれそうな道具がクロスカントリースキーだ。

「クロカンは歩くスキーだから、ちよつと変わったクツのようなものサ」と誰かが言った。しかし、それは運動神経抜群な人の場合らしい。トキノキの冬芽のネバネバにさわろうにも、なかなか意志通りにはいかない。「今、そこへ行こうとしているのです。」と、もどかしくも自らの行動を説明しなければならぬ。個人差があるけれども、おおかたそんなところだ。「皆さん最初はそうですよ。」と同行された長蔵小屋の御主人平野紀子さんになぐさめられて気をとりなおす。それにしても、

クロスカントリースキーという代物、なんて自己主張が強いのだろう。

昨夜スライドで説明されたマークが眼下に見える。雪におおわれた沢の中央近くに、あざやかなオレンジ色に着色された雪面が見える。そのそばにはウサギの足跡がある。足跡は私たちの足もとから、ぞつとするような急斜面を何のためらいもなく下っていた。それに交錯して、タヌキとキツネとテンがいつたりきたり夜

の山はにぎやかだ。冬の落葉樹の森は明るく、見とおしがよい。鳥の巣も容易にみつけれられる。樹の幹にポッカリアいたコゲラの巣。ミズナラの頂部につくられたカケスの巣には雪が積っていた。スキーが足らしくなってきた。すると、だんだん森の住人になったような気分だ。タヌキやウサギがブナの根元からひょっこり顔を出してくれそう。胸がトキメク。富士

見峠まで行ったらクマタカにアえるかしら。だいそれたことを考えてしまった。この場からすぐ引き返したとしても、雪ダルマになりそうなのに。スキーは本来雪上を移動するための道具だった。その原点にもどってみよう。スキーを楽しむながら、山の自然現象や生き物の生活を観察しよう。そう横山さん(今回の計画立案、指導を担当された)は説く。山を自由に歩きまわれば、それだけ山の生き物との出会いが増し、新たな発見に心おどるだろう。人が昔山の一生物だったころ(現在も変わりはないのだが、多くの人が錯覚している)を思い出せば、スキー場のゲレンデをこれ以上広げなくてすむようになるかもしれない。

しかし、一方クロスカントリースキーが、多様化したレジャーの一つとして受けとめられて広まったとしたら、山はどうなるのだろうか。新たな観光の標的になりはしないだろうか。せめて冬ぐらひは静かに休ませてあげたい。山と山の生き物たちを、なんて感傷に酔っている場合ではない。現実には容赦なく変わる。しか

し、山の生き物にとって一番の敵は人間、ということだけは変わらない。

他はどうでもよいというわけではないが、少くとも国立公園の利用にあたっては、レジャーがそのすべてを把握し、時には直接指導する態勢が必要だと思ふ。

岩陰にトラバサミが放置されていた。近くにあるフンはタヌキのものだ。どうやら直前の犠牲者はタヌキのようだ。「昔はともかく、現在狩猟は趣味か副業です。動物の毛皮を買わないでほしい。」と横山さんは悲痛な表情で言う。

「森の住人」がたちまち巷に引きもどされてしまった。観察会はNHKに取材され、翌々日の朝、放映された。雪上自然観察がニュースになるとは、体をすきま風が通り抜けて行く。しばらくはゲレンデがふえそうだ。

(町田記)



雪上自然観察のようす



尾瀬の文献を辿つて(2)

波戸場 秀 幸

前回は約三〇〇年以前の文献「尾瀬付近地図」についてふれたが、今回も明治以前の文献にふれることにする。尾瀬にかかわる明治以前の文献は十以上見ることができ、安永3年8月19日、良田下農義卿識となつている「上野国志」は筆書きのものであったが、明治43年9月23日に三二二ページの活字本となつて出版され、原本は現在国会図書館には無く内閣文庫(和書門九二八七)に在る。

安永3年は一七七六年であるから、二〇〇年以上も以前に群馬県世良田村の農民である毛呂権蔵義卿が著している。明治43年の活字出版並びに其の後の復刻板では「義卿」の名が「義郷」となつているが、これは間違いだと思ふし、また檜枝岐村史の尾瀬関係文献表の中で「尾瀬沼について：林義郎……安永3年」とあるのも、本文の毛呂権蔵義卿のことではないかと思ふ。

上野国志の中の「利根郡」の項からいくつか拾つてみよう。

藤原村……此山の奥より利根川出づ、此奥に温泉二座あり、一は宝川と云、一は湯の小屋と云。

戸倉番所……会津へ越る道なり。沼峠……駒か嶽の東にあり、上野・越後・陸奥の界なり、山上に沼あり、尾瀬沼と云、沼の中央国界なり、沼水西北に流る、大龍川と云、川の西は越後、東は陸奥なり、但大龍川越後にては不動龍と云、信州界鳥井峠よりはまで33里19町。

大江山……沼峠の東にあり、奥州界なり、奥州にて、赤安川と云。片品川……源二つあり、一は大江山の麓より出づ、一は津婦良の沼より出づ、沼は白根の峯二十五浅が嶽の下にあり、森下村に至て、

利根川に注ぐ。

解説するまでもなく二〇〇年以上も昔の尾瀬付近の様子を知ることが出来る。

ここで、私が「片品川」「戸倉」など、尾瀬の外側にふれていることについて記したい。

私は「尾瀬文献」を「尾瀬ヶ原・尾瀬沼」に限定せず、これを取り囲む広い地域に拡大して対象と考えている。多くの人達も「尾瀬ヶ原・尾瀬沼」を囲む燧ヶ岳・景鶴山・至仏山・アヤマメ平などの山々を含めて「尾瀬」と言っている。

「尾瀬の自然保護」と言う場合もこうした周囲の山々をすっぽり含めた広い範囲を対象にし、そうでないと本当に「貴重な尾瀬の自然」を保護し得るものではないからである。

ところが、国が指定した国立公園(一九三四年十二月四日指定)の範囲も、特別保護地区(一九五三年十二月二十二日指定)の範囲も、周囲の山々は稜線の内側のみが指定区域で外側は対象となっていない。稜線一mはずれば外定区域外であるという指定のあり方である。

例をホソバヒナウスユキノ

ウ (学名 *U. contopodium Fair-iei* var. *angustifolium*)

にとつてみよう。至仏山から小至仏・笠ヶ岳にかけて谷川岳と同様に氷河時代の遺存植物の多い蛇紋岩山地という特異な環境に適応し、稜線一帯の(内側・外側の別なく)日本海性気候特有の気象条件の中にあつて生育し、環境庁の指定植物になつてゐる。

この稜線の内側・外側で保護規制が違うという事は誰が考えてもおかしな事である。

「尾瀬の保護は尾瀬ヶ原・尾瀬沼を取り囲む山々の外側の麓まですっぽり含んだ広範な地域まで対象に」なされなければならぬ。私は、『尾瀬歴史年表』や『尾瀬文献目録』の作成にあたり、群馬県側は利根郡片品村・水上町、栃木県側は塩谷郡栗山村・日光市、福島県側は南会津郡檜枝岐村、新潟県側は北魚沼郡湯之谷村にかかわる広大な範囲を対象としてゐる。

稜線の内側のみを特別保護地区と考えるような視野狭窄的発想でなく、人類生存の課題としての自然保護だと考えつつ……。

入会のおすすめ

「尾瀬の自然を守る会」は日本における自然保護運動の発祥地・原点である尾瀬において、自然保護を考え、学び、行動する市民の会です。昭和四十六年八月尾瀬を通る国際観光ルート沼田・田島線建設反対運動の際に発足し、その後幾多の困難を経ながら、会員の努力によつて運動が続けられております。

尾瀬を愛する皆さん、小さな力でも合れば、一粒の雨滴が大河になるように大きな力となります。どうぞ、この運動にご参加下さい。そして日本の自然を守り、いつまでも心豊かな人間生活を送るうではありませんか。

会の活動 ○会報「尾瀬の自然」を発行 ○自然観察会 ○自然保護指導員養成講座 ○その他、自然保護に関する調査研究、講演会など。

入会の方法 ○年会費(1月〜12月) ※会員二、〇〇〇円、学生会員(高・大学生)一、〇〇〇円を会の会計へ振替で、必要事項(職業・電話連絡先、新規・継続の別)を記入の上お納め下さい。会の主旨に賛同する方はどなたでも入会できます。

東京 6-138023
尾瀬の自然を守る会

入山者への尾瀬自然保護指導員による 現地指導の実施について

一、日時 第一回、6月8日
9日(土・日)

第二回、8月10日
11日(土・日)

二、実施目的、新幹線の開通に伴い、尾瀬へ入る人々に入る方法が大きく変化してきています。昨年、尾瀬自然保護指導員も、会報34号でお知らせしました様に100名を越えるにいたりました。

今年はこの指導員の方を結集して、一般の入山者を対称に現地にて入山指導を実施します。これは、尾瀬の各拠点に指導員を配置し、そこを訪れる方々に、尾瀬の自然、自然保護の大切さを説明し、理解していただく為の現地行動です。

三、実施方法、主要ルートの登山口(鳩待峠、大清水、沼山峠)にて、ゴミ袋等を配布し、ゴミ持ち帰り運動に協力を呼びかけ、その後、尾瀬ヶ原、尾瀬沼において現地指導を行

う。

四、参加方法

各指導員は、どちらかの現地指導に参加すること。尚、参加申し込みの時に自分の希望する日時、配置場所を申し出て下さい。最終的に参加人員が定つた時点で、実施場所を調整し、各実施場所の責任者、集合場所、時間等を連絡します。

五、申し込み先 尾瀬の自然を守る会事務局(必ずハガキを使用すること。

六、問合せ先 事務局(03-425-4481(FX43) 群馬県内(0272-53-7677(生方)

鬼怒沼湿原及び奥鬼怒スーパールン道(群馬側)現地視察

一、日時、7月13・14日(土・日)

二、宿泊 大清水小屋

三、集合場所 大清水小屋 午後2時

四、費用 五、〇〇〇円

五、定員 三〇名(定員になりしたいべ切り)

六、問い合わせ 〒156 東京都世田谷区桜 3-33-1

東京農業大学第一高等学校生物教室内、尾瀬の自然を守る会事務局

群馬県内(0272-53-7677(生方) 事務局(03-425-4481(FX43))

七、日程、コース 13日、奥鬼怒スーパールン道(群馬側)視察

14日、大清水-根羽沢-物見山-鬼怒沼 (往復)

八、その他 (14日のコースは健脚向きです。片道4時間位いかり、特に登りがきつ

九、会費の納入のお願い

年会費 昭和60年度分会費 二、〇〇〇円、学生会員(高大学生)、一、〇〇〇円を会の会計へ納入して下さい。

〇納入方法は入会の方法を参照

〇会員の方には一人でも多くの仲間作りに協力下さい。会報必要の際は事務局へ連絡して下さい。

編集後記

今年もまた春の訪れと共に尾瀬にも、ミズバショウを始め色とりどりの花が咲き始めた。しかし尾瀬を取り巻く状況は大きく変わろうとしている。

「なぜ多くの人々が、尾瀬を訪れるのだろうか……」山と川と沼と原始の姿の森林は箱庭の様相をていし、やわらかな湿原には美しい花々が咲きほこり、一度訪れた人々の心をとらえてしまうものがあるからだろう。

多くの人々の心のふるさととして、尾瀬は生きつづけて来た。しかし、交通網の発達はこのを訪れる人々を激増させ、水の汚染を始めとしてさまざまな問題を引き起こした。

世界にほこる自然の宝庫、尾瀬を次の世紀に引き継ぐためにはどうしたらよいか、多くの方々の意見を参考に提言をまとめ、本号に掲載した。ご意見等お寄せ下さい。



入会申し込み書

年 月 日

1年分会費 2,000円を添えて申し込みます。(学生 1,000円)

名 前(ふりがな) _____ 男 女

現住所 〒() _____ 自宅電話() _____

MTS _____ 年 月 日 _____

勤務先 _____ 電 話() _____

発行 尾瀬の自然を守る会 第35号

発行日 昭和60年6月5日

発行者 岸 好人

編集 中島・町田・水沼

事務局 〒156 東京都世田谷区桜3-33-1

東京農業大学第一高等学校生物教室内

03-425-4481内43